平成21年4月1日

JU新潟オークションご参加者　各位

新潟県中古自動車販売商工組合

21年度（4月）からのオークションにおける自動車税相当額の取扱いについて

日頃はJU新潟をご愛顧下さり、誠に有難うございます。

さて、4月1日からJU関連協統一規約の施行に伴い当AA会場における自動車税の取扱い等に関し、下記の通りとさせて戴きます。

尚、今後新潟県としての納税証明書の再発行、自動車税の還付に関する手続き等が変更された場合には再度見直しをし、ご案内申し上げます。

記

1.　自動車税未経過分相当額の精算方法について

自動車税未経過分相当額（以下、「自動車税相当額」という）の負担は従来通り、当該年度のAA開催月までは出品店様、開催翌月からは落札店様の負担となります。従いまして、AA開催翌月から当該年度末までの自動車税相当額を落札店様からお預りし、（2月開催は13ヶ月分、3月開催は12ヶ月分）落札店様の名義変更等の登録状況によって次の通り精算致します。

但し、軽自動車税の取扱いについては従来通りで変更は有りません。

≪移転登録の場合≫

名義変更確認後、（名変後のナンバーが県内であるか、県外であるかを問わず）落札店様よりの預かり自動車税相当額を出品店様にお支払い致します。

≪抹消登録の場合≫

従来通り抹消登録月に応じて、落札店様よりの預かり自動車税相当額を月割り精算致します。

※二次抹消の取扱いについて（一部変更）

①4月1日現在の使用者（納税義務者）が出品店様以外の場合

一旦移転登録された後に同一年度内で抹消登録をされた車輌（二次抹消）で、既に自動車税相当額の精算が完了している場合は、抹消登録証明書の写し等がオークション開催日から60日以内、尚且つ抹消登録された日から7日以内に事務局にご提出された場合に限り、出品店様に残月分をご請求し、落札店様にお支払い致します。

②4月1日現在の使用者（納税義務者）が出品店様の場合

同一年度内の抹消であれば上記①の期限に拘らず抹消後の残月分を出品店様に請求し、落札店様にお支払致します。

2.　納税証明書の取扱いについて

現状、新潟県においては原則車検残が概ね一ヶ月程度の継続検査時に必要となる車輌についてのみ納税証明書が再発行され、それ以外の場合に納税証明書を再発行して貰うのが非常に困難な状態です。

この新潟県の現状に照らし合わせ、JU新潟での出品車輌への納税証明書の添付は、従来通り車検残の短い車輌以外は不要と致します。（但し、AA開催日翌年度の5月30日までに車検が切れる車輌で、落札店様より納税証明書の請求が有った場合には、出品店様には出来る限りのご協力をして戴きます。この場合は事務局を経由して連絡するものし、出品店様への直接の請求は認めませんので予めご了承下さい。）

以上

JU新潟　オートオークション規約①

■搬出についてのご案内■

(1) JU入札ネット並びにJUリアルネットにて落札された車輌の搬出については、代金精算後の搬出とさせて頂きます。
(2) 急ぎ搬出される場合は、ＡＴＭ振替又はＪＵオリコカードをご利用下さい。
(3) 陸送のご手配は
お客様のご入金確認が〔翌週（月）〕以降となる場合に引取業者様宛に搬出日程のご指示・確認の程、よろしくお願い申し上げます。

ＪＵ新潟ＡＡルールについてのご案内①

1. ご参加にあたっての注意事項について

①当商組主催AAでは、出品車を事前に下見のうえ、お買い上げ戴くことになっております。
また、出品車リストの記載内容及び評価点はあくまでも参考資料ですので、これらに関するクレームは一切受付致しません。
②出品車リストに記載間違いがあった場合は、出品店は必ずせり前に事務局にお申し出下さい。
③出品店は買手の立場に立ち、出品車両に不具合個所がある場合は明瞭かつ明確にその旨を出品申込書の注意事項欄に記載して下さい。
④出品申込書には必ず出品店名、JU新潟ポス番号、スタート価格、希望価格、その他必要事項を明記して下さい。
⑤車両を搬出する際には流札車両、落札車両にかかわらず必ず「車両搬出券」及び必要事項を記入した「車両引取書」を警備係に提出して下さい。
⑥車両の搬入・搬出時間は次のとおりです。
月～土:午前9時～午後10時
（日曜日及び、月曜日が祝日等の場合は搬出入出来ません。）

⑦当商組の車両保管責任は水曜日午前9時から土曜日午後5時までとし、この期間外に生じた出品車両・落札車両に関するトラブル等については一切責任を負いません。
⑧出品車を自己都合などにより出品取消しする場合でも、出品料を戴きます。
⑨AA開催翌週の月曜日午後5時までに何のご連絡も無く車両を搬出されない場合は再出品車として取扱い、出品料を戴きます。
⑩同一車両の連続再出品は初回を含め、原則3回までと致します。
⑪同行者が2名以上臨時入場される場合は臨時入場料として、御1名につき1,000円　戴きます。
⑫せり時、出品店が価格調整室に不在の場合は、価格調整員に希望価格の20,000円の範囲内で売却する権限を与え、この範囲の応札があった場合は売却することと致します。

2. 買手都合によるキャンセルについて

①買手都合によるキャンセルは、当該車両のせり終了後30分以内に申し出た場合に限り、売手の了承を得なくとも50,000円のキャンセル料と成約料及び落札料を支払うことによりキャンセルできることと致します。
②当該車両のせり終了後30分を経過した場合は、売手の了承を得たうえでなければキャンセルはできません。
③上記①、②の場合は共に、出品店より再せりの申し出があった場合に限り、その分の当日出品料を申し受け、再せりすることと致します。

3. 落札代金の決済について

①落札代金の決済期限は、AA開催翌週の木曜日午後5時までと致します。

②翌週のAAスタート時間までに入金確認ができない場合は、当日のAAにての落札参加はできません。

③翌々週の月曜日以降からは遅延金として、1社1日に付き2,000円を申し受けます。

④落札代金等の決済状況により搬出制限、取引制限その他の措置を講ずる場合がありますのでご了承下さい。

⑤JUリアルネット、オークネット、JU入札ネット、他ネット参加の場合、清算後の車両搬出となります。

⑥即落サポートでの落札はネット落札に準じ、５日間の期間の場合は成約日を含め５日間と致します。

4. 成約車両の書類の決済、その他について

①成約車両の書類は原則翌週のAA開催日までに事務局必着とし、当該AA開催の翌々週火曜日以降の到着分については1台につき、10,000円、その後1日当たり2,000円の遅延料を出品店より落札店に支払うことと致します。

②成約車両の書類の有効期限は原則事務局受付時点で、1ヶ月以上あるものと致します。

③自賠責保険証明書は必ず車台番号が記入されたものをご提出下さい。

④委任状の印鑑証明事前承認印(スタンプ)は原則受け付けませんので、印鑑証明書をご提出して下さい。

⑤車検残がAA開催翌月末までの成約車両には、自動車税納税証明書及び継続検査申請書(OCRシート第3号様式)を必ず添付して下さい。

⑥車検切れ及び車検残がAA開催翌月末までの車両に対する落札店よりの抹消依頼はAA当日のみ受け付け、依頼があった場合は、出品店には期限(下記⑧)までに抹消謄本(軽自動車の場合は返納証明書または返納確認書)にてご提出して戴くものと致します。

⑦車検残がAA開催翌月末よりも長い車両の抹消依頼は、出品店の了承を得たうえで受け付けます。この場合の抹消謄本(軽自動車の場合は返納証明書または返納確認書)の到着期限も下記⑧によることと致します。

⑧抹消依頼された書類の到着期限は当該AA開催翌々週土曜日までとし、それ以降は遅延金の対象と致します。

⑨抹消依頼する場合は「抹消依頼書」に必要事項を記入し、当該車両のナンバープレートと共にAA当日の事務局営業時間内に、事務局受付までご提出して下さい。

⑩登録関係書類(車検証、自賠責、印鑑証明書、委任状等)の差替え,再交付等の基本手数料は、関連協統一規約となります。ペナルティー覧のタグをクリックして確認下さい。

⑪成約車両の自動車税未納により落札店が「予定通り車検を受けられない」「自税を立替えた」等、何らかの迷惑を被った場合は出品店に「速やかに自税を納入する」等の適切な処理を行って戴くと共に、迷惑料として10,000円を出品店より落札店にお支払い戴きます。

⑫軽自動車の出品申込書に名変期限が明記されている場合で、書類提出時まで事務局にお申し出があった場合に限り、名変期限日を有効として取り扱い致します。但し、早期名変手数料として出品店様に10,000円をお支払い頂く事と致します。

5. 落札車両の名義変更について

①落札車両の名義変更または抹消登録等は速やかに行い(原則1ヶ月以内)、その車検証等の写しを事務局に送付して下さい。

②他都道府県ナンバーの軽自動車を落札された場合及び他都道府県に転出させた場合は、前使用者に自税請求が行かないよう名義変更と共に、必ず税止めの手続きを行い、その写しを車検証等の写しと共に事務局に送付して下さい。

③前①、②の写しがAA開催日の翌々月５日を過ぎても送付されない場合は、名変通知遅延金として1台に付き10,000円を申し受けます。その後30日毎に10,000円を申し受けます。

6.逆商談(出品店よりの商談申し込み)の取扱いについて

①逆商談の受付価格は最終応札価格より低い価格と致します。
②逆商談による成約車両のクレームは通常のポスによる成約と同様の対応と致します。
③逆商談による商談落札割増料金(3,000円増)は出品店のご負担とし、成約料に加算致します。

7.自動車税精算方法一部変更について

平成13年度の地方税及び県税条例の改正により、特別措置として平成14年4月1日よりグリーン化税制が施行されますので、自税取扱いは下記の通りでお願い申し上げます。

8.〔登録車の自動車税精算方法について〕

①自動車税は、オークション開催月分までを出品店のご負担とし、翌月分より落札店のご負担とします。
②ナンバー付車両に関しては、自動車税は落札店が県内・県外であるを問わず年度内未経過相当額を落札店よりお預かりします。
③名義変更又は、抹消登録後の車検証等の写しが事務局に到着した後、預かり自動車税の精算を月に1回行います。
④自動車税の預り金について事前にグリーン化税制の対象車であることが確認出来る出品車については軽課・重課税額をお預かり致します。

9.〔自動車税のグリーン化税制による過不足の発生について〕

①自動車税の精算金額に過不足が発生して、AA開催日より60日間以内に出品店または落札店より自動車税の精算金額が違っているとのアピールがあった場合には、実際の税額との相違を確認の上、計算書により過不足の返金または請求処理をさせて戴きます。但し60日以内に名変処理・自動車税精算が行なわれない場合は、「自動車税返金ご案内書」発行日から14日間延長致します。

10.〔軽自動車の自動車税について〕

①自動車税はオークション開催年度末までを出品店負担とします。
②ナンバー付き車両に関しては、名変保証金として1台に付き一律10,000円をAA計算書により落札店よりお預かりします。

11.〔外部商談手数料について〕

会場外からの商談申込みについては落札手数料プラス5,000円とさせていただきます。

12.〔福祉車輌の消費税について〕

平成17年10月6日ＡＡより福祉車輌についての消費税分金額（５％）は車輌代の一部として扱います。
消費税非課税車輌であっても消費税は訂正されませんので、ご留意の上でセリにご参加下さい。

13.その他

①当商組主催AAへのご参加者は、この規約を熟知されているものとして対応させて戴きます。
②この規約に定めの無い事項等については、当商組にて適宜の裁定をすることと致します。

以上

★☆★重要事項のお知らせ★☆★

◆◇◆関連協統一基準を含む一部見直しについて◆◇◆
ＪＵ関連協統一基準の改訂版が出されましたので、変更点をＪＵ新潟オークション規約と合わせて本ページにてご確認ください。
尚、ＪＵ関連協ブロック各会場クレーム対応につきましては、それぞれの会場にご確認ください。

ＪＵ新潟ＡＡルールについてのご案内②

1. クレーム対応についてのご注意

関連協統一裁定基準に替えて一部JU新潟ローカル裁定基準を適用致します。
外部応札等によるご参加の場合は、下記の各項目にご注意下さい。

①JUリアルネット、オークネット、JU入札ネット、他ネット参加の場合、清算後の車両搬出となります。
②即落サポートでの落札はネット落札に準じ、５日間の期間の場合は成約日を含め５日間と致します。

２．下記の各項目つきましては、引続きＪＵ新潟ＡＡ基準を適用致します。

オークションご参加に当たっては、ルール等を充分ご確認、ご理解のうえ、ご参加下さるようお願い申し上げます。

上記の通りJU新潟AA規約の適用をさせて頂きます。上記以外の項目で下記の項目について関連協統一規約に依らず下記のJU新潟クレーム裁定基準にて対応いたします。

①工賃のクレーム対象基準に関して
工数4時間を超えるものをクレーム対象と致します。

②自動車税未納の場合
成約車輌の自動車税未納により落札店様が「予定通り車検を受けられない」「自動車税を立て替えた」など、何らかの迷惑を被った場合は出品店様に「速やかに自動車税を納入する」等の適切な処理を行って戴くと共に迷惑料として1万円を出品店様より落札店様にお支払い戴きます。

③落札以降の名義変更前の交通違反等
交通違反等で前使用者へ関連機関より連絡があった場合、迷惑料として2万円を落札店様から出品店様にお支払い戴きます。

④書類期限が1ヶ月より短い場合
出品申込書に書類期限が短い旨が明記されており、なおかつ事務局到着時点で20日以上の有効期限が有る場合は、その書類を有効と致します。
出品申込書に書類期限が短い旨が明記されて無い場合は、1万円の早期名変手数料を出品店様から落札店様にお支払い戴く事により有効と致します。但し有効期限が20日未満の場合は落札店様の了承を前提と致します。

⑤名変延滞ペナルティ
AA開催日の翌々月5日又は60日の最短日迄に名変コピーの提出が無い場合、名変通知遅延金として1台に付き1万円を申し受けます。その後30日経過毎に1万円を加算致します。

⑥修復歴クレームについて（再販規定の除外）
他AA会場に出品してR点（修復歴車）となった場合、成約しなければクレームを受付けます。
但し、JU新潟にて再検査の結果R点と判定された場合に限ります。

⑦名義変更前の駐車違反等はペナルティ2万円とします。重過失事故及びひき逃げ等の場合はペナルティ金額最高100万円を上限として委員会裁定によりペナルティを課します。
尚、走行管理システムによる異常判定、並びにクレーム等によりメーター改ざんが発覚した場合もペナルティ金額最高100万円を上限として委員会裁定によりペナルティを課します。

JU新潟　［平成21年4月1日以降］

『オークションペナルティー覧表』

項　　目	ペナルティ（日・祝祭日も算入）	
［出品車書類提出期限］	ペナルティは開催日を含め11日目から発生	
［落札車名変コピー提出期限］ ペナルティ発生日	書類期限30日により名変願います。 AA開催日の翌々月5日までに提出する事	
［書類・名変遅延ペナルティ］ ＜書類＞	AA開催日を含め11日目に1万円 以後、1日毎に2千円を加算	
＜名義変更＞	翌々月6日目	1万円 以降1万円/月
［出品車の書類有効期限］	事務局受付から1ヶ月後の応答日以上あるもの （例）：受付2月7日 → 3月7日以上あるもの） 受付日が月末の場合は、翌月末以上あるもの （例）：受付2月28日 → 3月31日以上あるもの）	

関東甲信越

オークション統一基準

2004年4月1日 発　　行
2007年4月1日 第一次改訂
2009年4月1日 第二次改訂
2011年4月1日 第三次改訂

ＪＵ中販連関東甲信越連絡協議会

ＪＵ関東甲信越クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティ裁定基準　No.1

平成21年４月１日 改定実施

	クレーム事項	クレーム受付期間				クレーム裁定内容	
		評価点付（現車・ﾈｯﾄ）	R点/低価格（現車・ﾈｯﾄ）	商談 現車	商談 ネット		
内装	(1) 内装焦げ・切れ・しみ	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム		但し、会場が相当と判断した場合に限る。	1
	(2) 異臭・雨漏れ	当日含む５日間	搬出前まで	ノークレーム		但し、会場が相当と判断した場合に限る。必要により現車確認とする。	2
	(3) ﾀﾞｯｼｭ・ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ等の不良及び内装の改造	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム		但し、会場が相当と判断した場合に限る。	3
	(4) 標準装備品の欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム		部品代２万円以上のものとする。	4
	(5) ｼﾞｬｯｷ・工具・ｽﾍﾟｱ・８ﾅﾝﾊﾞｰｷｯﾄの欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム		現品支給もしくは値引きとする。ジャッキ（パンタグラフ ３千円・油圧 ５千円）スペア（普通車 ５千円・軽 ３千円）８ナンバーキットは５万円以下とする。	5
外装	(1) 硝子	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム		搬出前までとし、搬出後はノークレームとする。飛石・傷はノークレームとする。＊硝子の各状況の定義は別紙にて	6
	(2) 車体色違い	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム		搬出前までとし、搬出後はノークレームとする。	7
	(3) 色替え	当日含む５日間	当日含む５日間	当日含む５日間		必要により再検査とする。	8
	(4) 鉄粉・Ｐ付着	当日含む５日間	当日含む５日間	ノークレーム		必要により再検査とする。	9
	(5) 塩害	当日含む５日間	当日含む５日間	当日含む５日間		必要により再検査とする。塩害とは、サビ・腐食が著しくひどく、現車確認の結果ＪＵが相当と判断したもの。	10
	(6) レンズのヒビ・ﾄﾞｱﾐﾗｰ損傷	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム		レンズの水滴はノークレームとする。	11
	(7) ﾀｲﾔ・ﾎｲﾙ規格外・ｽﾀｯﾄﾞﾚｽ	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム		現品支給、もしくはタイヤ・ホイルともそれぞれ普通車１本５千円・軽自動車１本３千円とする。R点・低価格（ネット・現車とも）・商談のスタッドレスはノークレームとする。	12
	(8) 標準装備品の欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム		部品代２万円以上のものとする。	13
	(9) 外板のキズ	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム		ただし、会場が相当と判断した場合に限る。	14
電装	(1) P/W・ﾊﾟﾜｰｼｰﾄ不良・ﾄﾞｱﾐﾗｰ作動不良	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム		新車登録７年以内に限りクレームとする。	15
	(2) ﾏﾙﾁV・ﾃﾚﾋﾞ・ﾅﾋﾞ不良	当日含む５日間	当日含む５日間	当日含む５日間		新車登録7年以内に限りクレームとする。ただし、落札金額が５０万円以上の車両は１０年以内とする。	16
	(3) イモビ不良	当日含む５日間	当日含む５日間	当日含む５日間		メインキーがなければクレーム（ キャンセルも可）とする。（ 複数のメインキーがある場合、１つでもあれば可とする。）	17
	(4) ｵｰﾃﾞｨｵ不良	当日含む５日間	ノークレーム	ノークレーム		ネット（評価点付）・現車（評価点付）の場合で、新車登録７年以内に限り値引き１万円とする。オートアンテナはノークレームとする。	18
	(5) ｻﾝﾙｰﾌ不良	当日含む５日間	ノークレーム	ノークレーム		新車登録７年以内に限りクレームとする。	19
	(6) ｴｱｺﾝ不良	当日含む５日間	当日含む５日間	ノークレーム		新車登録７年以内に限りクレームとする。	20
	(7) ｾﾙﾓｰﾀｰ不良・ﾀﾞｲﾅﾓ不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム		新車登録７年以内に限りクレームとする。	21
	(8) ﾒｰﾀｰ類不良	当日含む５日間	当日含む５日間	ノークレーム		アナログ・デジタルとも部品代３万円以上のものとする。但し、積算計不動はクレームとする。	22
事故	(1) 修復歴車・ルーフ××	当日含む５日間				必要により再検査とする。R点の場合のルーフ××はノークレームとする。	23
	(2) 再検査による評価点「１．５点」以上の差	当日含む５日間				全ての溶接パネル××は評価点「３点」以上のものに限りクレームとする。ただし、低価格車は除く。	24
	(3) 粗悪車	当日含む５日間				通常走行に著しい支障のある場合や、事故等によるフレーム・ピラー等の重要部位の損傷個所の修復現状に問題があり、流通委員会による現車確認の結果相当と判断したもの。	25
機関	(1) ﾀﾍﾟｯﾄ・ﾊﾞﾙﾌﾞ・ﾊﾞﾙﾌﾞｼｰﾙ不良	当日含む５日間		ノークレーム		必要により現車確認とする。	26
	(2) ﾒﾀﾙ・ﾋﾟｽﾄﾝ異音・焼き付き・圧縮不足	当日含む５日間				必要により現車確認とする。	27
	(3) ｵｰﾊﾞｰﾋｰﾄによるﾍｯﾄﾞ不良	当日含む５日間				必要により現車確認とする。	28
	(4) 噴射ﾎﾟﾝﾌﾟの不良または燃料もれ	当日含む５日間		ノークレーム		必要により現車確認とする。多少の漏れはノークレームとする。	29
	(5) ﾀｰﾎﾞ・ｽｰﾊﾟｰﾁｬｰｼﾞｬｰ不良及び改造	当日含む５日間				新車登録７年以内に限りクレームとする。但し低価格は除く。必要により現車確認とする。軽微な音はノークレームとする。	30
	(6) ﾗｼﾞｴｰﾀｰ・ｳｵｰﾀｰﾎﾟﾝﾌﾟ不良	当日含む５日間	ノークレーム			新車登録７年以内に限りクレームとする。必要により現車確認とする。	31
	(7) ｴﾝｼﾞﾝ不良による白煙	当日含む５日間				必要により現車確認とする。（R点・低価格・商談）の場合は修理代１０万円以上に限る。オイル漏れはノークレームとする。	32
	(8) ｴﾝｼﾞﾝ乗せ替え（規格外）	事務局より書類発送後10日間				キャンセルの場合はペナルティ２万円とする。	33
機構	(1) ﾏﾌﾗｰ不良（腐食等）	当日含む５日間	ノークレーム			新車登録から３年以内のみ	34
	(2) ｸﾗｯﾁ滑り	搬出前まで				搬出前までとし、搬出後はﾉｰｸﾚｰﾑとする。搬出可能な場合は全てノークレームとする。	35
	(3) MTﾐｯｼｮﾝ不良（ｷﾞｱ鳴き等）	当日含む５日間				オイル漏れはノークレームとする。	36
	(4) ATﾐｯｼｮﾝ不良（滑り・ｼｮｯｸ・ﾀｲﾑﾗｸﾞ）	当日含む５日間				オイル漏れはノークレームとする。滑りは現車確認とする。	37
	(5) ﾃﾞﾌ不良	当日含む５日間				オイル漏れはノークレームとする。	38
	(6) ﾄﾞﾗｲﾌﾞｼｬﾌﾄ不良	当日含む５日間	ノークレーム			新車登録７年以内に限りクレームとする。１本につき右記値引とする。（軽１万円・それ以外２万円）	39
	(7) ABS・ﾌﾞﾚｰｷ不良	当日含む５日間	ノークレーム			新車登録７年以内に限りクレームとする。パット・ローターはノークレームとする。	40

ＪＵ関東甲信越クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティ裁定基準　No.2

	クレーム事項	クレーム受付期間 評価点付（現車・ﾈｯﾄ）	R点/低価格（現車・ﾈｯﾄ）	商談 現車	商談 ネット	クレーム裁定内容	
機構	(8) ｴｱﾊﾞｯｸ不良	当日含む５日間				部品代２万円以上のものとする。装備品に○印の有無に係わらず、装着車で不良の場合はクレームとする。	41
	(9) ｼｮｯｸ・ｻｽ不良（ｴｱｻｽ・ｱｸﾃｨﾌﾞのみ）	当日含む５日間		ノークレーム		新車登録７年以内に限りクレームとする。へたりはノークレームとする。	42
	(10) P/Sｷﾞｱﾎﾞｯｸｽ・ﾎﾞﾝﾌﾞ不良、4WS不良	当日含む５日間	ノークレーム	ノークレーム		新車登録７年以内に限りクレームとする。	43
	(11) ｷｰ違い	ノークレーム					44
	(12) ﾐｯｼｮﾝ乗せ替え（規格外）FA～F5、AT～MT	事務局より書類発送後10日間				ｷｬﾝｾﾙの場合はﾍﾟﾅﾙﾃｨ2万円とする。	45
表示違い	(1) 燃料（2WD/4WD、ｶﾞｿﾘﾝ/ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ）	当日含む５日間		ノークレーム	当日含む５日間		46
	(2) ｼﾌﾄ（ﾌﾛｱ/ｺﾗﾑ、ｵｰﾄﾏ/ｷﾞｱ、５速/４速）	当日含む５日間		ノークレーム	当日含む５日間		47
	(3) ｴｱｺﾝ・装備品の有無	当日含む５日間		ノークレーム	当日含む５日間		48
	(4) ｾｰﾙｽﾎﾟｲﾝﾄの不良・有無	当日含む５日間				ｾｰﾙｽﾎﾟｲﾝﾄに記載のある装備品は正常作動することを前提とし、不良の場合はその旨を記載する必要があります。セールスポイントに記載のある装備が不良の場合は、年式・評価点・落札価格を問わずクレームとする。	49
	(5) 形状･ﾄﾞｱ数	当日含む５日間		ノークレーム	当日含む５日間		50
	(6) 車名・型式・排気量・並行車・職権打刻（国産のみ）	事務局より書類発送後10日間					51
	(7) 年式（ﾓﾃﾞﾙ年式含む）	事務局より書類発送後10日間				ｷｬﾝｾﾙの場合はﾍﾟﾅﾙﾃｨ2万円（低価格車は1万円）とする。	52
	(8) 登録遅れ	事務局より書類発送後10日間				ノーペナキャンセルのみとする。マイナー・モデルチェンジから６ヶ月以上を経過したものとする。但し、国産車は３ヶ月とする。	53
	(9) ｸﾞﾚｰﾄﾞ（ﾊﾟｯｹｰｼﾞｵﾌﾟｼｮﾝ含む）	事務局より書類発送後10日間				ｷｬﾝｾﾙの場合はﾍﾟﾅﾙﾃｨ2万円（低価格車は1万円）とする。現車がリスト表示グレードより上の場合はノーペナキャンセルのみとする。	54
	(10) 検査期限	事務局より書類発送後10日間					55
	(11) 乗車定員・積載量	事務局より書類発送後10日間					56
	(12) 車歴（ﾚﾝﾀ・営業・身障者仕様・その他改造）	事務局より書類発送後10日間					57
	(13) 型式改の表示なし	事務局より書類発送後10日間					58
	(14) 型式指定・類別番号なし	ノークレーム					
	(15) 保証書・記録簿の有無	事務局より書類発送後10日間				別紙対応とする。	59
その他	(16) ワンオーナー	事務局より書類発送後10日間				２万円以上の値引き。ｷｬﾝｾﾙの場合はﾍﾟﾅﾙﾃｨ２万円＋実費とする。実費とは落札店までの陸送費・加修費を意味し、他ＡＡ転売に伴う費用は含まないものとする。	60
	(17) メーターの不一致	オークションより６ヶ月間				出品店が関与している場合はこの限りではない。	61
	(18) メーター（積算計）の故障	オークション当日含む５日間					62
	(19) 冠水車（申告ありの場合）	ノークレーム				車検証との相違の場合に限りクレームを受け付ける。車輌に関する内容はノークレームとする。	63
	（申告なしの場合）	オークションより６ヶ月間					64
	(20) 接合車	オークションより６ヶ月間					65
	(21) 盗難車	申し立て期間の制限なし					66
	(22) 消火器の散布跡車	オークションより３ヶ月間				現車確認の上クレームとする。	67
	(23) ﾅﾋﾞCD・ﾘﾓｺﾝ・CDﾏｶﾞｼﾞﾝ・ｷｰﾚｽ等の付属部品	各ＪＵ会場の期限による				操作するのに必要な部品の為、装備品に○印またはセールスポイントに記載をした場合は、部品代が２万円以下でも現品支給または値引とする。	68
	(24) 社外品 外装関係	当日含む５日間	ノークレーム			現品支給・値引き・キャンセルいずれかの対応とする。但し会場が相当と判断した場合に限る。	69
	(25) ｺｰｼｮﾝﾌﾟﾚｰﾄ欠品	オークション当日含む５日間				値引き・キャンセルいずれかの対応とする。	70
	(26) 前項各本文に該当する場合でも、当会場が相当と認めた場合					クレーム申請を容認し、適宜裁定を下すことができる。	71

※　「ネット」とは、「ＪＵリアル・JU入札・在宅」による応札車輌を意味し、クレーム受付期間はオークション日を含む５日間とし、車輌が未着の場合は申し出があり、会場が認めた場合のみクレーム受付期間の延長を認めます。

※　「低価格車」とは、落札金額が２０万円以下（ 普通車・軽ともに ）を対象とします。

※　クレームの対象となる部品代について　　１０万km未満の場合は、２万円以上
　　１０万km以上の場合は、５万円以上

※　初度登録より１０年または１０万km経過車両はノークレームとします。

（ ｴﾝｼﾞﾝ・ﾐｯｼｮﾝの重大箇所、並びに重要装備品の欠品・記載ﾐｽ・事故項目等の重大項目に関する場合のみクレームとします。）

※　硝子の各状況の定義

キ　ズ	目立つキズ
飛　石	ボールペン先ぐらいのもの
ヒビ割	500円玉程度のもの
ﾘﾍﾟｱ跡	
×　要	交換を要する損傷

※　基準にないものは各会場のルールにより対応します。

その他クレームの裁定にあたって

本裁定は、オークション取引に伴うクレーム等の解決にあたり売買当事者双方が、理解並びに協力頂くことを目的とします。
当事者は、出品に際し出品車輌をあらかじめ点検し、瑕疵個所・欠品等については自己申告が前提となっております。従って受付期間内に発生したクレームについては、クレーム裁定基準に基づき出品店責任とします。

（1）AAにて落札後、他のAAに転売した場合は一切ノークレームとします。但し、走行距離・冠水・接合・盗難はこの限りではありません。

（2）クレーム事項（部品代）が、１０万キロ未満の場合は２万円以下・１０万キロ超の場合５万円以下（免責）はノークレームとします。
（欠品は２万円以上とする。）工賃はクレーム対象としません。

（3）クレームの申し立て及び受付は、クレーム受付期間内に一度の受付とし、同一車輌に対して２度・３度のクレームは受付しません。
但し、AA当日・搬出前のクレーム及び走行距離・グレード・年式のクレーム、その他会場が認めた場合はこの限りではありません。

（4）出品車輌の乗車定員は出品リストに明記する必要があり、特にライトバンに於いての１列シート、ワゴン車の２列シートの乗車定員未記入の場合は、会場の判断によりクレームとなる場合があります。

（5）輸入車の場合、ディーラー車・並行車（新車・中古車）、モデル年式・登録年式を必ず申告する義務があり、未記入の場合はクレームとなる場合があります。尚、その場合並行車に関してはモデル年式をクレーム対象年式とします。

（6）社外品に関しては、出品店注意事項欄に申請の義務があり、未記入の場合はクレームとします。また社外品が多数ある場合は重要部品を必ず明記することを必要とします。

（7）クレーム事由がメーカー保証にて対応できる場合は、ノークレームとします。その際にかかる費用は落札者で負担し保証継続を行い、メーカークレームにて修理することとします。但し、メーカー保証が対応できない場合は、クレームとします。

（8）クレーム申し立ての為にかかる費用（ディーラー見積り費用）については、落札店負担とします。

（9）部品支給にて対応する場合は、会場を経由することとしますが、出品店・落札店の合意があれば出品店から直接落札店へ送付できることとします。この場合の送料は出品店負担とします。出品店が会場に部品を持ってきた場合は、落札店への送付費用実費を請求させていただきます。

（10）マルチV・ステレオ・エアコン等のCDディスク・リモコン及びリモコンキー等の付属部品は、書類と一緒に事務局へ提出するものとし、各JU会場の設定期間までクレームを受け付けます。出品車に入れたままで盗難にあっても会場に責任はなく、出品店の責任としてクレームを受け付けます。 操作するのに必要な部品の為、部品代が２万円以下でも現品支給または値引きとします。

（11）セールスポイントに記載ある装備品は、正常作動することを前提とし、不良の場合はその旨を記載する必要があります。セールスポイントに記載のある装備が不良の場合は、年式・評価点・落札価格問わずクレームとします。また、ｾｰﾙｽﾎﾟｲﾝﾄ欄外に記載の場合で、瑕疵内容以外の記載と判断できるものは、ｾｰﾙｽﾎﾟｲﾝﾄと同等の扱いとする場合があります。

（12）クレームでキャンセルとなった場合、成約料・落札料・落札店のかかる諸費用は出品店負担となります。
（基本的に、販売逸失利益は含みません。）

（13）エアバック装着車輌（標準・オプション問わず）で、使用済・不良・欠品等の場合「エアバック修理要」または「エアバック欠品」という表示が必要であり、表示のない場合はクレームとします。

（14）R点評価車輌の場合は、出品申込書に記載のある修復歴内容以外に事故部位があった場合でもノークレームとします。

（15）出品店は、瑕疵個所・欠品等（粗悪車）の申告については表示の義務があり、紛らわしい表示の場合は会場の判断によりクレームとします。

（16）出品申込書に、「エンジン・ミッション異音」の記載がある場合、エンジン・ミッションについての不具合は一切ノークレームとします。
（エンジンオーバーホールを含む。）
（ 理 由 ）「異音」は「異常な音」という解釈に基づき、「修理要す」という表示がなくても何らかの修理が必要と判断すべきであるため。

（17）落札店がクレームの申し立てをする場合は、必ず会場事務局に連絡するものとし、事務局の許可なく出品店もしくは前名義人等に直接連絡することを禁止します。

（18）評価点付車輌がクレーム申し立てをし、再検査の結果「R点及び評価点違い」となり、キャンセルとなった場合の落札店のかかる費用は、出品店と会場にて折半とします。

（19）落札店が、会場に対してクレーム申し立てをした日より、その後７日間経過時点で再度連絡がない場合は、ノークレーム扱いとします。

（20）出品車輌の内外装評価（A・B・C・D・E）並びに事故評価（ 大・中・小 ）についてはあくまでも参考であり、万一違いが生じたとしてもノークレーム扱いとします。

（21）出品店が会場に出品した現車がネットで落札された場合、落札店の申し出によりクレームが発生した場合、クレームの対応はネット扱いとします。

（22）出品リストと出品申込書の記載内容に相違がある場合は、出品申込書の記載内容を優先します。

年式・グレード・車検月違い

年　　式 ： キャンセルの場合 ： ペナルティ2万円＋実費とする（低価格車の場合は、１万円＋実費とする。）
グレード ： キャンセルの場合 ： ペナルティ２万円＋実費とする（低価格車の場合は、１万円＋実費とする。）
車検月
(車検月相違6ヶ月以内) ： 値引きの場合 ： １ヶ月（普通車５千円・軽自動車３千円）×残月数とする（ 上限は6ケ月とする。）
キャンセルの場合 ： ノーペナキャンセルとする
(車検月相違6ヶ月超) ： 値引きの場合 ： １ヶ月（普通車５千円・軽自動車３千円）×残月数とする（ 上限は6ケ月とする。）
キャンセルの場合 ： ペナルティ２万円＋実費とする（低価格車の場合は、１万円＋実費とする。）
車検付出品が抹消の場合
値引きの場合 ： 個別対応とする
キャンセルの場合 ： ペナルティ２万円＋実費とする（低価格車の場合は、１万円＋実費とする。）

保証書・記録簿について

保証書・記録簿の未着の受付については、事務局より書類発送後１０日間とします。
未着を受付してから発送及び再交付の期限は２週間とし、その時点でも対応できない場合は、値引き処理とします。
保証書・記録簿は、書類と共に事務局に提出するものとします。
出品車の中に入れたままで無くなった場合は、出品店責任となりクレームになります。
保証書とは、新車登録の販売店名の記載があるものとします。
㊟保証期間が過ぎたものについては、出品車両の保証書であると確認できる場合に限り、販売店欄がなくとも保証書とみなします。
記録簿とは、最終使用者名簿にて直近の法定点検（車検）を行っているものとし、無い場合は記載違いにて２万円の値引き処理とします。
但し、新車時有効車検（１回目の車検満了）以内の車輌に限り、法定点検を１度でも受けた場合は記録簿とみなします。
法定点検の記録が、ユーザー車検のみの場合は、記録簿とみなしません。
保証書は、メーカー規定保証期間とし、メーカー規定保証期間車輌についてはキャンセルまたは下記値引き処理とします。

新車登録（保証書登録）	値引き額
当年 ～ １年落ち	５万円
１年 ～ ２年落ち	４万円
２年 ～ ３年落ち	３万円
３年 ～ ５年落ち	２万円

尚、保証期間経過車輌については、有無の記載違いとして値引き1万円の処理とします。
新車登録５年以内の車輌でキャンセルの場合は、ペナルティ１万円とします。

メーターのクレーム対応について

メーター改ざんのクレーム受付期間は、ＡＡより6ヶ月とします。
（ ただし、車検証、整備記録簿等商組から送付した書類から判明する場合は、事務局から書類発送後１ヵ月以内とします。）
落札店は、点検記録簿・整備手帳等の提示が必要となります。
キャンセルの場合 ：ペナルティ（出品店関与の場合１０万円・不関与の場合５万円）＋諸経費（逸失利益は含まない）
かかる諸費用については、会場にて調整する場合があります。

「車検証走行距離誤記入」の対応について
クレーム受付期間 ： 書類発送日から１ヵ月間とします。
記録簿で確認できる場合 ： ノーペナキャンセル
記録簿で確認できない場合 ： キャンセルの場合、５万円のペナルティ

「タコグラフ交換」の取り扱いについて
記録がある場合 ： 「交換車」として取り扱う。
記録がない場合 ： 「改ざん車」として取り扱う。
確認できない場合 ： キャンセルの場合、５万円のペナルティ。

メーター交換記入漏れのクレーム対応について

落札店は、点検記録簿・整備手帳等の提示が必要となります。

キャンセルの場合 ： ペナルティ５万円＋諸経費（遺失利益は含まない）

かかる諸費用については、会場にて調整する場合があります。

メーター故障による「セットアップ交換」について

ディーラーによる「セットアップ交換車」は“実走行”で表示します。

積算計１回転車輌の対応について

クレーム受付期間は、事務局より書類発送後6ヶ月間とします。

落札店は、点検記録簿・整備手帳等の提示が必要となります。

キャンセルの場合 ： ペナルティ５万円＋諸経費（遺失利益は含まない）

走行「#」表示車輌のキャンセル対応について

クレーム受付期間は、ＡＡより6ヶ月とします。

出品申込書に走行不明「#」の記載のある場合でも、落札店から記録簿等によりメーター改ざんが立証された場合はクレームとします。その際のキャンセルについてはノーペナルティとし、諸経費（陸送費・その他かかる実費等）は請求できません。

（落札店も、走行不明である旨を承知で落札している理由による。）

ワンオーナーについて

「ワンオーナー」とは、あくまでも新車登録使用者名義の場合を意味しますが、書類の関係上新車登録使用者名義からディーラー並びに専業店に名変したものも対象とします。

尚、書類の確認により「ワンオーナー」でなかった場合は、事務局より書類発送後１０日間以内の場合に限り、

値引き ： ２万円以上

キャンセルの場合 ： ペナルティ２万円＋実費

＊ ここでいう実費とは落札店までの陸送費・加修費を意味し、他ＡＡ転売に伴う費用は含まないものとします。

Ｓ点における評価点相違のクレーム対応について

５点以下に落ちる場合よりクレームとします。

特殊車両について

特殊・特装車両等の上物は正常に作動することを基本とし、正常に作動しない場合はノークレームに該当する車両でもクレームになることがあります。

㊟ノークレーム車両の定義：① 初度登録より10年または10万km経過車両。② R点・低価格。③ 商談により購入された車両。

３トン吊りクレーン車やタンクローリー車等を出品する際は、上物の検査証・証明書等の必要書類の有無を明記して下さい。

「明記のない場合は有り」とみなし、「期限切れの場合は無し」とみなします。

<u>裁定基準</u>

① 特殊・特装用途箇所（重要装備品）の不良について

＊ 通常のクレーム対象車両 ･･･ 部品代２万円以上

＊ ノークレーム車両 ･･･ 部品代５万円以上

※ 正常に作動しない原因が消耗品（オイル・ワイヤー等）の場合はノークレーム

② 上物（特殊・特装部品）の年式が古い場合について

＊ ２年以上の場合はクレームとします。

出品店注意事項

1．出品申込書の記入が著しく紛らわしく誤認ある場合は、出品店責任となります。

2．「R点」車輌は原則ノークレームとなっておりますが、エンジン・ミッション等の重要箇所については内容によりクレームとなる場合がありますので、よく点検して出品して下さい。

3．不良箇所については、出品申込書特記事項欄に明記して出品して下さい。未記入の場合、出品店責任になる場合もあります。

4．「セールスポイント」は、出品車輌のセールスとなるポイントのもの（純正・社外品を問わずの装着品）を記載する欄とし、記載した装備品が万が一不良・故障又は欠品の場合はクレームとなります。

「不良内容・欠品・出品店注意事項欄」は、車輌の不具合（不良）内容を、不良箇所・状況とも具体的に記載する欄・標準装備品の欠品・社外品装着がある場合の記載欄とさせて頂き、記載の無き場合又は紛らわしい表示内容の場合はクレームとなる場合があります。

5．出品申込書の装備品の欄は純正（メーカー・ディーラー）装備品のみとし、社外品との重複記載の場合はクレームとします。

尚、純正品が提出できない場合は値引き２万円の処理とします。

6．メーターに疑義がある場合は、出品申込書の走行km記入欄に「#」を記入し、疑義の根拠及び推定走行またはメーター交換時の走行kmを注意事項欄に明記して下さい。

7．出品車輌が車検付の場合は、出品申込書に車検月・登録番号を必ず記載する義務があり、車輌にﾅﾝﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄが装着されていることが前提となります。従って名変中車輌（普通車）は、トラブル防止等の関係上出品取消し、ＡＡ出品車から外させて頂きます。

（尚、出品料は徴収させて頂きます。）

8．出品申込書に、車色・色ｺｰﾄﾞ（ｶﾗｰ番号）は必ず記載して下さい。基本的に車体色と色ｺｰﾄﾞ（ｶﾗｰ番号）が違う場合は、色ｺｰﾄﾞを優先します。

落札店注意事項

1．「現車オークション」については、「下見による現車確認」が基本となっておりますので十分下見をした上でセリに参加して下さい。

2．「ネット車輌」については、現車が到着した時点で「出品申込書」の記載内容と「現車」を確認して下さい。

尚、クレームの受付期間はオークション日を含む５日間とし、車輌が未着の場合は、申し出があり会場が認めた場合のみクレーム受付の延長を認めます。

ＪＵ関東甲信越ペナルティ裁定基準

<table>
<tr><th>ペナルティ事由</th><th>ペナルティ裁定</th></tr>
<tr><td>（1）落札店の都合によるキャンセル
（ 但し、当該自動車のセリ終了後30分以内に申し出のあった場合に限る。）</td><td>ペナルティ 5万円 ＋ 成約料 + 落札料 とする。</td></tr>
<tr><td>（2）出品店の都合によるキャンセル
（ 書類提出不可能な場合を含む。）</td><td>ＡＡ当日
10万円 ＋ 成約料 ＋ 落札料
ＡＡ当日以降　（落札店が承諾の場合）
10万円 ＋ 成約料 ＋ 落札料 ＋ 落札店のかかる費用（遺失利益は含まない）</td></tr>
<tr><td>（3）納税証明書が成約車両に添付されていない場合、車検満了日の2ヶ月前までに提出することとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>（4）出品店が、オークション開催日を含め10日を経過しても当会場に書類を提出しない場合</td><td>1万円の制裁金を科する。以降、１日を経過するごとに2千円づつを加算する。</td></tr>
<tr><td>（5）出品店が、オークション開催日を含め21日を経過しても当会場に書類を提出しない場合</td><td>それまでの延滞について落札店の解約を認め、10万円の制裁金 ＋ 成約料 ＋ 落札料 ＋ 落札店の
かかる費用（遺失利益は含まない）を科する。</td></tr>
<tr><td>（6）落札車の名義変更期限はｵｰｸｼｮﾝ開催日の属する月の翌月末とし、翌々月の５日までに
名変コピーを当会場に提出するものとする。</td><td>翌月末までに名義変更がなされない場合、また、翌々月の５日までに名変コピーが提出されない場合、
１万円のペナルテイを科すものとする。</td></tr>
<tr><td>（7）落札店が、オークション当日から5日を経過しても落札代金を決済しない場合</td><td>ポスを一時停止する。
ＡＡより6日目以降　⇒　1日当り　落札台数 × 2千円を徴収する。
但し、落札代金決済の遅延が重なる者については、ポス登録の取消し（オークション参加資格の取消し）を
することができる。</td></tr>
<tr><td>（8）書類期限が、会場到着日を含め１ヶ月後の応答日以上有効期限のあるものを再交付した場合

出品車の書類有効期限（１ヶ月後の応答日以上有効期限のあるものとは ）
例 ： 受付が2月 7日の場合 ⇒ 3月 7日以上の有効期限があるもの
※ 受付日が月末の場合は、翌月末以上あるもの
例 ： 受付が2月28日の場合 ⇒ 3月31日以上の有効期限があるもの</td><td>必ず会場を仲介して、下記金額にて差替えをする。
<table>
<tr><th></th><th>印鑑証明</th><th>委任状</th><th>譲渡書</th><th>その他証明書
（謄本/抄本/住民票等）</th><th>記入申請書</th></tr>
<tr><td>出品店名義</td><td>2万円</td><td>2万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td><td>2万円</td></tr>
<tr><td>ディーラー・専業者名義</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td><td>2万円</td></tr>
<tr><td>その他名義</td><td>5万円</td><td>2万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td><td>2万円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（9）落札店が、書類期限1ヶ月後の応答日未満のものを承諾した場合
（ ただし、出品申込書の“特記事項”に記載のあるものを除く。）</td><td>出品店より落札店へ、1万円を支払う。</td></tr>
<tr><td>（10）出品店が、抹消等により落札店よりナンバーを戻してもらう場合</td><td>出品店より落札店へ、 5千円を支払う。</td></tr>
<tr><td>（11）落札店が、書類一式（移転・抹消）を紛失した場合</td><td>
<table>
<tr><th></th><th>普通車</th><th>軽自動車</th></tr>
<tr><td>出品店名義</td><td>5万円（実費含む）</td><td>3万円（実費含む）</td></tr>
<tr><td>その他名義</td><td>10万円（実費含む）</td><td>3万円（実費含む）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（12）保証書・記録簿の未着を受付してから、発送または再交付の期限２週間を経過した時点で、
対応できない場合</td><td>出品店に、1万円の制裁金を科する。
新車登録5年以内の車輌で、保証書がなくキャンセルの場合は、制裁金1万円とする。</td></tr>
<tr><td>（14）出品車輌の燃料が無く、会場内で引き回しができない場合</td><td>出品店に、2千円の制裁金を科する。</td></tr>
<tr><td>（15）出品車輌の走行距離とメーターの不一致</td><td>原則として、（関与の場合10万円・不関与の場合5万円）＋ 実費を科する。
実費については、当会場にて調整する場合があります。</td></tr>
<tr><td>（16） 出品店の出品リストへの記入漏れ・記載ミスによりクレームとなりキャンセルとなった場合</td><td>出品店より、成約料・落札料・（クレーム内容によってはペナルティ）・落札店のかかる費用を徴収する。</td></tr>
</table>

JU新潟AA検査基準の目安〈2011年3月4日AAより実施〉(内容が変更される場合もあります。)

点数	外装評価判断基準(評価点表)
S	未登録車又は、登録12ケ月以内で、走行10,000kmまでの基準を満たしている、基準状態の車両。
6	登録36ケ月以内で、走行30,000kmまでの基準を満たしており、目立たない小キズ、小凹等があっても加修の対象とならない車両。
5	走行50,000kmまでの基準を満たしており、小キズ、小凹等があっても加修の対象とならず、バンパー等には軽微な加修を必要とする車両。
4.5	走行100,000kmまでの基準を満たしており、キズ、凹等があっても1パネル程度の加修で済むか、2パネル程度の状態良好な加修跡が認められ、バンパー等についても軽微な加修を必要とする車両。
4	走行150,000kmまでの基準を満たしており、加修跡、ボルト止め部品の交換等が認められても、その状態が良好な車両。又はキズ、凹、錆等があっても2パネル程度の加修で済む車両。
3.5	加修跡等が認められ、その状態が多少雑なもの。キズ、凹、錆等があっても3パネル程度の加修で済む車両。ボルト止め部品の交換が若干目立つが状態の良好な車両。
3	加修跡等が認められ、その状態が雑な車両。キズ、凹、錆、少々の腐食等の加修が必要な車両。熔接パネルを交換しているが、修復歴とはならない車両。
2	加修仕上げを必要とする部分が全体的に認められる車両。全体的に錆、腐食又は腐食穴等が認められる車両。
1	消火剤散布跡車、冠水車の評価点が「1」に固定された特別瑕疵車両のみに使用。
無(−)	著しい腐食、腐食穴等が認められる車両。又は、上記2点評価車を上回る要因のある車両。(RA・R評価車を除く。)、レストア車、及び検査不可能と思われる出品物。(外装・内装補助評価点、現状車は「無」、冠水車は「×」。)事故現状車コーナー出品車両、及び特殊車両。E/G、ミッション等に破損があると思われる不動車。(外装・内装補助評価点、現状車は「無」、冠水車は「×」。)
R	修復歴とされる部位が交換又は加修されている車両。修復歴とされる部位に修正機跡の認められる車両。
RA	修復歴とされる部位に軽微な歪み、凹、修正等が認められる車両。

外装補助評価判断基準		内装補助評価判断基準	
A	新車状態同様のもの。	A	新車状態同様のもの。
B	傷凹等が少々あるが軽微な加修で済むもの。	B	若干の汚れ程度(ルームクリーニングで回復する程度)のもの。目立たないスレ。小さなコゲ跡。
C	傷凹錆等があり仕上げを要するもの。	C	コゲ等で跡が残っているもの。
D	傷凹錆等が多数あるもの。	D	部品を交換して元に戻る程度の状態のもの。あるいは破れ、汚れの程度が酷いもの。
E	かなりの加修を要するもの。	E	再生に多額の費用がかかるもの。
×	冠水車。	×	冠水車。
無(−)	事故現状車については「無」(未記入)	無(−)	事故現状車については「無」(未記入)

特別瑕疵車両の評価点(上限値と固定値)

	瑕疵車両	評価点		備考
(1)	職権打刻車	5	(上限)	国産車のみに適用。
(2)	色替車	4	(上限)	元色と異なる全塗装の場合。
(3)	走行不明車(#)	3.5	(上限)	NAK基準で判定識別。
(4)	改ざん車(＊)	3.5	(上限)	
(5)	骨格部以外の溶接部位交換車	3.5	(上限)	リアフェンダー、ロッカーパネル、リアエンドパネル等の交換車両に適用。
(6)	修復歴としなかった骨格損傷車	3.5	(上限)	骨格の軽微な損傷で修復歴としない場合。ラジエターコアサポート単体の交換の場合。
(7)	修復歴車	R	〈固定〉	評価点「R」「1」は、(7)～(9)の車両にのみ適用する。他の車両には使用しない。〈ヒョウ(雹)害車は〈注4〉を参照〉
(8)	消火剤散布跡車	1	〈固定〉	
(9)	冠水車	1	〈固定〉	

〈注1〉 修復歴車の判定は「NAK修復歴判定マニュアル」に従い、評価点は「R」で固定する。

〈注2〉 (7)と(8)、もしくは(7)と(9)が複合した状況の場合、「R1」と組み合わせ表示する。

〈注3〉「消火剤散布跡車」、「冠水車」の評価点は「1」で固定する。

〈注4〉「ヒョウ(雹)害車」は特別瑕疵車両とはせず、「点数表示車」扱いとする。

備考

1 評価無し点の場合は、評価点記入欄、補助評価点記入欄に「—」(棒線)を記入します。

2 車台番号が、錆や欠損等でその一部でも確認できない車両は、出品できません。職権打刻後のご出品をお願いします。

3 接合車は、盗難車の可能性がある為、出品できません。

展開図表記について

傷 A1～A4

凹 E、U1～U4

波 W1=小～W3=大

錆 S1～S3

腐食 C1～C3、C穴

E=500円玉未満の小さな凹
U1=カードサイズ程度の凹
U2=20cm×20cm程度の凹
U3=30cm×30cm程度の凹
U4=U3を超える凹

A1=カードサイズ程度のキズ
A2=20cm×20cm程度のキズ
A3=30cm×30cm程度のキズ
A4=A3を超えるキズ